

東郷村報

第66号

昭和32年5月20日
発行所
宮崎県東臼杵郡
東郷村役場
日向市富高
安藤印刷所
電話 64番

日本国憲法施行 十周年を迎えて

日本国憲法は昭和二十二年の五月三日に施行になりましたので、本年はその十周年を迎えたのであります。この憲法が公布された時の勅語には、

この憲法は、帝国憲法を全面的に改正したものであつて、国家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由を表現された国民の総意によつて確定されたのである。即ち、日本国民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に正義と秩序を基調とする永遠の平和が実現することを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて国政を運営することを、ここに明らかに定めたのである。

権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令、及び詔勅を排除す。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免

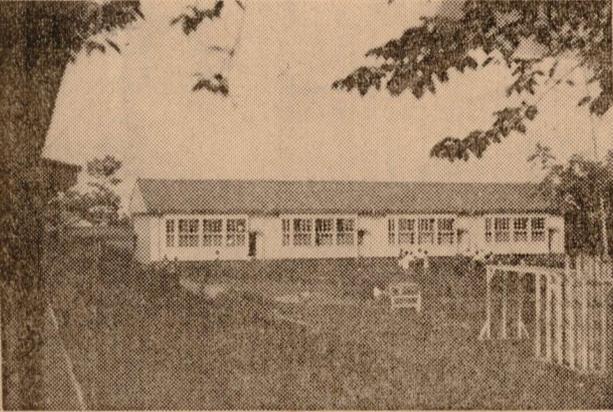
る。児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。一、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすよう、みちびかれる。五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶよう導かれ、また、道徳的心情がつかかわれる。六、すべての児童は、就学のみを確保され、また、十分整った教育の施設を用意される。七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を

『子どもの日』を迎えて

古くから我が国では、五月五日は男の子の節句として鯉のぼりをたて、シヨウブを飾つてその前途を祝福して来ましたが、新しく祝日が定められたとき、この日を『子供の日』と定められました。昭和二十六年の五月五日に、子供の憲法といわれる『児童憲法』が制定されました。児童憲法には次のように示されてい

児童憲章

われわれは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定め



昨年十二月に起工した坪谷小学校、寺迫小学校の校舎が五月見事に竣工した。学童の勉学に最も便利するように設計された校舎だけに、通風といふ、採光といふ、色彩といふ申分のない校舎である。
工費は坪谷小学校 5,474,475円
寺迫小学校 2,880,000円
【写真は下坪谷小学校、上寺迫小学校】

初夏の水

麦の穂のみなかきたれてふくみたる夕日のいろのなやま
しきかな
麦畑のひとつところ風の吹きたれば夕日は乱るその穂より穂に
暁をうすら白雲わき出でていよみどりなる若杉の山
杉山の若き立木のくきやかに青みつらなれり山のなぞへ
朝山のみどり下道の道ゆけば露ふりこぼす百鳥のこえ
うける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するよう、みちびかれる。

村婦協本年度の努力点

本村婦人連絡協議会は昭和二十六年四月に結成以来、村婦協局をはじめ、村民の皆様の御指導と千三百名員の総練の御指導によりまして、この結成以来第六年目を迎えることになりました。昨年は婦協と表裏一体の姿に於て、農協婦人部を結成しまして、農協振興に婦人をして働かせていただくことにいたしました。

一、方針

(一) 家庭教育の責任者としての婦人の向上をはかる。
(二) 家庭経済の担当者としての自覚を促す。
(三) 住みよい地域社会をつくるための団体活動を展開する。

二、努力点

1、グループの育成
2、子供クラブの育成強化

母の日に想う

五月の第二日曜は「母の日」です。母に感謝し母を讃める日です。
「私一人の母を描くと、彼女が如何に醜態であつても、その愛児を眺めている姿に母性(らしき)を捉

昭和三十一年度村税優良納税者等表彰式挙行政

昭和三十一年度優良納税者等の表彰式は、恒例により去る五月十日東郷集まばこ取次所に於て、関係者多数が出席し盛大に挙行政された。当日の受賞者及受賞団体次の通り。

一、優良納税区(三区)

田野区・寺迫区・迫野内区

二、優良納税組合(一六組)

寺迫・山ノ口・向原(寺迫区) 小野田第一・又下(迫野内区) 藤野・田野・稲葉野(田野区) 上村山内・上村中山・大工野上・中水流第一(鶴野内区) 西石原(保谷区) 中水流上・中水流下(越表区) 東下(迫野内区)

三、優良納税協力者(二六名)

田代安夫・植野銀次郎・高瀬万次郎(寺迫) 塩月綱雄・関野栄(福瀬) 小林一・飯原隆徳・神野勇男(小野田) 寺原好(羽坂) 中野正巳・三浦哲夫(仲深) 鈴木政夫・谷口末弘・谷口久雄(田野) 三原正喜・黒木年夫・瀬戸啓三・湯尾治・寺田春

田植賃金の基準決定について

昭和三十一年度の田植、及牛使等の賃金基準を次の通り決定いたしました。

一、田植は男女共一日当り	二五〇円
二、牛馬使	三五〇円
三、牛馬を連れた場合一日	六〇〇円
四、請負の場合(荒耕し)はるおこし	
1、反当り	五〇〇円
2、深田(ヌカリ田、山田等)	四〇〇円

愛鳥週間

5月10日~16日
今年も「愛鳥週間」がまいります。野鳥は年々減少の傾向にあります。若し野鳥がいなくなつたら、必ず害虫が大発生するでしょう。鳥のいない森や林を想像して下さい。たまたま淋しいでしょう。野鳥を愛しましょう。巣箱や、巢台をかけてやりましょう。

昭和三十一年度優良納税者等表彰式挙行政

昭和三十一年度優良納税者等の表彰式は、恒例により去る五月十日東郷集まばこ取次所に於て、関係者多数が出席し盛大に挙行政された。当日の受賞者及受賞団体次の通り。

一、優良納税区(三区)

田野区・寺迫区・迫野内区

二、優良納税組合(一六組)

寺迫・山ノ口・向原(寺迫区) 小野田第一・又下(迫野内区) 藤野・田野・稲葉野(田野区) 上村山内・上村中山・大工野上・中水流第一(鶴野内区) 西石原(保谷区) 中水流上・中水流下(越表区) 東下(迫野内区)

三、優良納税協力者(二六名)

田代安夫・植野銀次郎・高瀬万次郎(寺迫) 塩月綱雄・関野栄(福瀬) 小林一・飯原隆徳・神野勇男(小野田) 寺原好(羽坂) 中野正巳・三浦哲夫(仲深) 鈴木政夫・谷口末弘・谷口久雄(田野) 三原正喜・黒木年夫・瀬戸啓三・湯尾治・寺田春

